

財務省告示第三十五号

大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等に対する相殺関税賦課に係る調査の開始の件（平成十六年八月財務省告示第三百五十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第六項による調査の結果、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について、同条第一項の規定により相殺関税を課することが決定されたので、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 関税定率法第七条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴 大韓民国（以下「韓国」という。）において供給者により前工程が行われたダイナミックランダムアクセスメモリー（関税定率法の別表第八五四二・二一号に掲げる集積回路のうち、モス型のものをいい、実装してあるかないかを問わない。以下「DRAM」という。）及びDRAMモジュール（関税定率法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器（以下「自動データ処理機械等」という。）の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のDRAMを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（DRAMの機能を補助するためDRAM以外の部分品が装着されている

かないかを問わない。)をいう。以下同じ。) (ただし、「前工程」とは、DRAMにあってはDRAMを製造するため半導体材料にトランジスタその他の回路素子を生成させる工程をいい、DRAMモジュールにあつては基板上に装着されたDRAMを製造するため半導体材料にトランジスタその他の回路素子を生成させる工程をいう。) (以下「調査対象貨物」という。調査対象貨物は、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号)に定める輸入統計品目表の八五四二・二一〇一三及び八五四二・二一〇二一並びに八四七三・三〇〇一一に分類される。主として、エレクトロニクス製品の記憶装置に用いられる。)

二 関税率法第七条第一項の規定による指定に係る貨物の供給者 ハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド(ENIX SEMICONDUCTOR INC.) (以下「ハイニックス」という。)

三 関税率法第七条第一項の規定による指定された期間 ダイナミックランダムアクセスメモリ一等に対して課する相殺関税に関する政令(平成十八年政令第十三号)の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 本件調査の対象となる期間(以下「調査対象期間」という。)

イ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実（以下「補助金交付の事実」という。）に関する事項 平成十五年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで

ロ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「調査対象貨物の輸入による損害の事実」という。）に関する事項 平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

（二）

補助金交付の事実

イ 認定された事実の概要 調査対象となった措置は、申請者が示した六つの救済措置であり、いずれも金融機関による措置であった。

救済措置に参加した主な金融機関は、韓国産業銀行（以下「KDB」という。）、中小企業銀行（以下「IBK」という。）、韓国輸出保険公社（以下「KEIC」という。）、韓国外換銀行（以下「KEB」という。）、ウリ銀行（旧ハンビット銀行）、朝興銀行、シティバンク、農業協同組合中央会（以下「NACF」という。）、韓国第一銀行、慶南銀行、光州銀行、ソウル銀行等であると認められた。これらのうち、KDB、IBK及びKEI Cについては、公的機関と認められた。

以下、救済措置が、世界貿易機関協定附属書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金相殺措置協定」という。）第一条1・1に規定する政府又は政府の委託・指示に

よる資金面での貢献であり、それによって利益を受けていると認められるか、同協定第二条に規定する特定性があると認められるか、並びに調査対象期間に配分される補助金額、補助金率及び相殺関税率について、検討した。

(イ) シンジケートローンの付与

A 救済措置の概要 二〇〇〇年十一月二十八日、経済長官懇談会においてハイニックスの流動性問題について議論がなされ、その結果を通知する文書が財政経済部長官からKEIC及びKEBあてに発出された。同年十二月、ハイニックス向けの債権を保有する金融機関（以下「債権金融機関」という。）はシンジケートローンに関する説明会を実施し、同年十二月十五日、ハイニックスは、KDB、KEB、ウリイ銀行、朝興銀行、シテイバンク、韓国第一銀行、国民銀行、新韓銀行、八ナ銀行及び韓美銀行の十行と、シンジケートローン契約を締結した。なお、KDB、KEB及び韓国第一銀行が与信限度枠超過申請を行い、金融監督委員会はこれを承認した。

B 資金面での貢献 KDB、KEB及び韓国第一銀行による新規貸付けは、政府又は政府の委託・指示による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 シンジケートローンの付与の当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかったとは認められなかったことから、シンジケートローンの付

与により利益を受けたとは認められなかった。

(ロ) 引受荷渡為替手形（以下「D/A」という。）を担保とした外貨借入れに対するKEI

Cによる保険の付与（以下「D/A担保借入れへの付保」という。）

A 救済措置の概要 二〇〇〇年十一月二十八日、経済長官懇談会において、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした銀行からの外貨借入れについて、総額五・五億米ドル分について保険を付与することが議論された。その結果、同年十二月一日、産業資源部長官が、公的機関であるKEICに対して、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした銀行からの外貨借入れについて総額五・五億米ドル分について保険を付与することを指示し、KEICが、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした借入れについて保険を付与した。これは、総額六億米ドルに拡大されるとともに、二〇〇一年末まで延長され、最終的に当該借入れは長期借入れに振り替えられた。また、本件によりKEICに損害が生じた場合には、韓国政府の財源により損害補填が行われることとなっていた。

B 資金面での貢献 D/A担保借入れへの付保は、公的機関であるKEICを通じた政府による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 D/A担保借入れへの付保の当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかったと認められたことから、D/A担保借入れへの付保により

利益を受けたと認められた。

D 特定性 二〇〇〇年から二〇〇三年までの間にハイニックス以外にKEICが本支店間D/Aを担保とする借入れに対する保険を付与した事例はなかったことから、D/A担保借入れへの付保は、特定性があると認められた。

E 補助金額 D/A担保借入れへの付保による補助金は、一年未満の短期貸付けであり、その効果は、本調査において補助金額を算出すべき二〇〇三年まで及んでいないことから、補助金額の算出は行わなかった。

(八)

A 救済措置の概要 二〇〇〇年十二月二十六日、韓国政府は社債発行規模が大きく短期間に満期が集中している企業の社債借換発行を支援する「資金市場安定のための社債発行円滑化方策」(以下この措置を「KDBプログラム」という。)を発表した。KDBプログラムは、対象企業の社債のうち二〇〇一年に満期が到来する分について、その八十パーセントをKDBが一括して引き受け、残り二十パーセントは対象企業が自ら償還する措置である。二〇〇〇年十二月二十七日、ハイニックスの主債権金融機関であるKEBは、ハイニックスをプログラムの対象とするようKDBに申請し、同年十二月二十八日及び二〇〇一年一月四日、債権金融機関協議会が開催され、ハイニックスはKDB

プログラムの対象企業に選定された。その後、二〇〇一年七月までの間に、K D B はハイニックスの一兆二千八十億ウォンの社債を引き受けた。なお、K D B プログラムの対象企業は、ハイニックス等六社のみであり、これらはすべて二〇〇一年一月に選定されている。

B 資金面での貢献 K D B プログラムに基づく社債引受けは、公的機関である K D B を通じた政府による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 K D B プログラムに基づく社債引受けの当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかったと認められたことから、K D B プログラムに基づく社債引受けにより利益を受けたと認められた。

D 特定性 K D B プログラムに基づく社債引受けの当時、ハイニックス等六社という限定された特定企業に補助金が交付されていること、交付金額のうち四十・六パーセントという大きな割合がハイニックスに交付されていること及び陳副総理からハイニックスに対して交付することを前提とした補助金の交付であった旨の発言がされていることから、K D B プログラムは、特定性があると認められた。

E 補助金額 当該社債は二〇〇一年五月の措置（以下「五月措置」という。）、二〇〇一年十月の措置（以下「十月措置」という。）及び二〇〇二年十二月の措置（以下「十

二月措置」という。)で再編されていることから、補助金額の算出は再編後の各措置において検討した。

(二) 五月措置

A 救済措置の概要 二〇〇一年三月十日、十七の債権金融機関はハイニックスの流動性問題に迅速に対応するために債権金融機関協議会を構成した。債権金融機関は、同年五月七日、債権金融機関協議会においてハイニックス救済措置について討議を行い、同年五月九日、救済措置が決議された。その後、十七の債権金融機関がハイニックスと個別合意する形で、救済措置が実施された。本措置の概要は次の表のとおりであると認められた。

転換社債の引受け	九、九四一億ウォン
新規貸付け	五九億ウォン
一般短期貸付けの弁済期延長	五二〇億ウォン
長期施設資金貸付けの弁済期延長	七二一億ウォン
外貨建長期貸付けの弁済期延長	七億六、四七九万米ドル
シンジケートローンの弁済期延長	八、〇〇〇億ウォン

B 資金面での貢献 KDB、IBK、KEB、ウリイ銀行、朝興銀行及びNACFによる転換社債の引受け、新規貸付け及び債務の弁済期延長は、政府又は政府の委託・指示による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 五月措置の当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかったと認められたことから、五月措置により利益を受けたと認められた。

D 特定性 五月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることから、特定性があると認められた。

E 補助金額 五月措置は、十月措置及び十二月措置で再編されていることから、補助金額の算出は再編後の各措置において検討した。

(ホ)

十月措置

A 救済措置の概要 二〇〇一年十月四日、債権金融機関協議会が、同年九月十五日に施行された企業構造調整促進法（以下「CRPA」という。）の枠組みに則して設立され、ハイニックスに対する同協議会を通じた債権金融機関共同管理手続の開始が議決された。同年十月三十一日、第二回債権金融機関協議会において、新規貸付け、債務の株式化、債務免除並びに債務の弁済期延長及び金利削減を行うことが合意された。本措置の

概要は次の表のとおりであり、十八の債権金融機関がそれぞれ、三つの選択肢（以下「オプション」という。）から一つを選択するものであった。

オプション	内容	選択した債権金融機関
オプション一	一 新規貸付け 二 債務の株式化 三 債務の弁済期延長及び金利削減	K D B、K E B、ウリイ銀行、朝興銀行、シティバンク、N A C F及び平和銀行
オプション二	一 債務の株式化 二 債務免除	I B K、ソウル銀行、国民銀行、韓美銀行、新韓銀行、ハナ銀行、韓国住宅銀行及び釜山銀行
オプション三	一 債権買取請求権の行使 二 債務免除	韓国第一銀行、慶南銀行及び光州銀行

B 資金面での貢献 K D B、I B K、K E B、ウリイ銀行、朝興銀行及びN A C Fによる新規貸付け、債務の株式化並びに債務の弁済期延長及び金利削減は、政府又は政府の委託・指示による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 十月措置の当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかつたと認められたことから、十月措置により利益を受けたと認められた。

D 特定性 十月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることから、特定性があると認められた。

E 補助金額 十月措置によりハイニックスの受領した補助金額のうち、二〇〇三年に配分される補助金額は、六千九百七億ウォンであると認められた。

F 補助金率及び相殺関税率 十月措置における補助金率は、調査対象期間である二〇〇三年一年間のハイニックスの総売上高に対する、二〇〇三年に配分される補助金額の比率である。これを算出したところ、十九・〇パーセントであると認められた。

十月措置における相殺関税率は、調査対象期間である二〇〇三年一年間の、調査対象貨物の二百五十六メガビット換算一個あたりのCIF価格に対する、調査対象貨物の二百五十六メガビット換算一個あたりの、二〇〇三年に配分される補助金額の比率である。これを算出したところ、十八・一パーセントであると認められた。

(へ) 十二月措置

A 救済措置の概要 二〇〇二年十二月三十日、第四回債権金融機関協議会が開催され、CRPAに則して債権再調整による救済措置が決定された。本措置の概要は、すべての

債権金融機関が保有している無担保債権の五十パーセントを株式化すること、残余債務の弁済期を二〇〇六年末まで延長すること及び利息について三・五パーセントを現金で徴収し、残額は半期ごとに元本化することであった。

B 資金面での貢献 KDB、KEB、ウリイ銀行、朝興銀行、NACFその他一債権金融機関による債務の株式化、債務の弁済期延長及び債務の利息の支払猶予のための元本化は、政府又は政府の委託・指示による資金面での貢献に該当すると認められた。

C 利益 十二月措置の当時、ハイニックスは、商業市場において資金調達を行うことができなかったと認められたことから、十二月措置により利益を受けたと認められた。

D 特定性 十二月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることから、特定性があると認められた。

E 補助金額 十二月措置によりハイニックスの受領した補助金額のうち、二〇〇三年に配分される補助金額は、三千四百八十八億ウォンであると認められた。

F 補助金率及び相殺関税率 十二月措置における補助金率は、上記ホFと同様に算出したところ、九・六パーセントであると認められた。

十二月措置における相殺関税率は、上記ホFと同様に算出したところ、九・一パーセントであると認められた。

ロ 補助金交付の事実についての結論

ハイニックスに対する六つの救済措置において、二〇〇三年にハイニックスに配分された補助金額は一兆三百九十六億ウォン、補助金率は二十八・六パーセント、相殺関税率は二十七・二パーセントであると認められた。

(三) 調査対象貨物の輸入による損害の事実

イ 同種の産品及び本邦の産業

(イ) 同種の産品 調査対象貨物は、補助金相殺措置協定第十五条15・1の規定に照らして、物理的特性として、電源が入っている時だけ記憶し、電源が切れると記憶内容が失われる性質を有する記憶装置で、情報の蓄積がメモリセル構造の下になされるものであり、用途、製造工程、代替性、流通形態、産業上の使用者の認識、価格及び関税分類の点も考慮した結果、調査対象貨物、本邦において前工程が行われたDRAM等（以下「本邦のDRAM等」という。）及び調査対象貨物以外の輸入されたDRAM等（以下「非調査対象輸入貨物」という。）は、同種の産品と認められた。

(ロ) 本邦の産業 エルピーダメモリ株式会社、マイクロンジャパン株式会社、株式会社東芝、沖電気工業株式会社、三洋電機株式会社、三菱電機株式会社、株式会社ルネサステクノロジ等十四社（以下「国内生産者」という。）を調査の対象とした。国内生産者は、相殺

関税に関する政令（平成六年第四百十五号。以下「相殺関税政令」という。）第二条第一項に規定する本邦の産業と認められた。

□ 本邦の産業の損害

(イ) 調査対象期間において、調査対象貨物の輸入量は、百九十一・〇パーセント増加し、国内総需要の増加率である百五・五パーセントを上回っていた。よって、調査対象貨物の輸入量は、絶対量において及び消費と比較して相対的に著しく増加していると認められた。

(ロ) 調査対象期間において、本邦のDRAM等の価格は著しく低下しており、調査対象貨物の国内販売価格につき、本邦のDRAM等と比較したところ、調査対象貨物の価格は本邦のDRAM等の価格よりも安く販売されていた。また、調査対象貨物と本邦のDRAM等の価格変動に明確な相関関係があると認められた。さらに、調査対象期間のほとんどの期間において、調査対象貨物の価格が本邦のDRAM等の価格を下回っていたこと及びDRAM等の市場では、ある生産者からより低い価格が市場に提示された場合、直ちに他の生産者の販売価格に影響することとなることから、調査対象貨物の輸入により、本邦のDRAM等の価格が著しく押し下げられたと認められた。

(ハ) 調査対象期間における本邦の産業の状況について、補助金相殺措置協定第十五条15・4に規定するすべての経済的な要因及び指標について検討した。

生産高については、四十六・六パーセント増加したが、国内総需要が百五・五パーセント増加していることと比較すると、国内生産者の生産高の増加は低い水準であった。販売については、本邦のDRAM等の販売は、販売数量では九十四・三パーセント、販売額では十四・三パーセント増加したが、調査対象貨物の販売は、販売数量では百八十八・八パーセント、販売額では百五・〇パーセント増加し、国内総需要の増加率を大幅に上回っていた。市場占拠率については、販売数量及び販売額において、調査対象貨物は増加したが、本邦のDRAM等は減少した。利潤については、国内生産者の営業利益及び経常利益は、継続して赤字であった。生産性については、七十四・〇パーセント増加したが、これは、雇用が減少したこと及び集積度の高度化が進んだことに起因したものと認められた。投資収益については、増加したが電気機械器具の業種と比較すると低い水準であった。操業度については、低下した。資金流出入については、投資キャッシュフローは継続してマイナスであり、営業キャッシュフローは増加したが、フリーキャッシュフローが継続してマイナスであり、財務状況が悪化していた。在庫については、DRAMダイについては大幅に増加したが、DRAM単体及びDRAMモジュールについては、減少した。雇用については、十五・七パーセント減少した。賃金については、賃金総額が十三・二パーセント減少した。成長については、研究開発費が三・四パーセント減少した。資本調達能力につ

ては、フリーキャッシュフローが継続してマイナスであった。投資については、百八十三・五パーセント増加したが、設備投資が十分に行えなかったこと及び投資時期が遅れたことが認められた。

(二) また、DRAM等の原材料が本邦のDRAM等の価格に及ぼす影響について検討したが、DRAM等の原材料であるシリコンウエハは製造原価に占める割合が大きくないことから、本邦のDRAM等の価格に影響を及ぼすものではないと認められた。

(ホ) 上記イ、ロ、ハ及びニより、本邦の産業は損害を被っていると認められた。

八 調査対象貨物の輸入と本邦の産業の損害との因果関係

(イ) 調査対象貨物の輸入による本邦の産業への影響

A 調査対象貨物の輸入量については、上記ロイのとおり、絶対量において及び消費と比較して相対的に著しく増加していると認められた。

B 本邦のDRAM等の価格については、上記ロロのとおり、調査対象貨物の輸入により、本邦のDRAM等の価格が著しく押し下げられたと認められた。

C 本邦の産業の状況については、上記ロハのとおり、販売及び市場占拠率において、調査対象貨物が本邦のDRAM等より増加したことにより、国内生産者の営業利益及び経常利益は継続して赤字となり、雇用、賃金及び研究開発費は減少した。よって、調査対

象貨物の輸入により、本邦の産業は影響を受けたと認められた。

D ハイニックスは、補助金により、調査対象貨物の生産及び輸出を継続することができたことから、補助金は、調査対象貨物の輸入に影響を与えていたと認められた。

E また、調査対象貨物と本邦のDRAM等は、日本市場で集積度により棲分けがなされているため、競合関係にないとの意見があることから、調査対象貨物における主要製品ごとの競合関係等について検討した。その結果、本邦のDRAM等は、調査対象貨物の主要製品について、相当程度の市場占拠率を有していたこと等から、調査対象貨物と本邦のDRAM等は競合関係にあると認められた。

- (ロ) 調査対象貨物の輸入以外の要因による本邦の産業への影響 補助金相殺措置協定第十五条15・5の規定に基づき、調査対象貨物の輸入以外の要因について検討した。サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド (SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.) により生産されたDRAM等(以下「サムスン製のDRAM等」という。)及び非調査対象輸入貨物の輸入量及び価格、需要の減少、DRAM等の景気循環、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行、外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩、輸出、生産性等については、本邦の産業への影響は認められなかった。
- (ハ) 上記イ及びロより、調査対象貨物の輸入と本邦の産業の損害との因果関係が認められた。

二 調査対象貨物の輸入による損害の事実についての結論 以上の検討の結果、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

(四) 結論 以上のように、調査対象貨物について、補助金交付の事実及び調査対象貨物の輸入による損害の事実があり、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、二十七・二%の相殺関税を課すことが決定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 申請者に関する事項

イ 申請者 エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社

ロ 申請者が本邦の産業に有する利害関係に関する事項等 申請者の同種の製品の生産高の合計が国内総生産高に占める割合は二十五パーセントを上回ること等により、相殺関税政令第三条に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当し、本件についての申請適格を有すると認められた。

(二) 調査の経緯

イ 課税申請及び調査開始 平成十六年六月十六日、申請者は、韓国において前工程が行われたDRAM等に対する相殺関税を課すことを求める申請書を政府に提出した。同年七月二十七日、補助金相殺措置協定第十三条13・1の規定に基づき、韓国政府との間で二国間協議を

行った。同年八月四日、政府は、関税率法第七条第六項の規定に基づき、申請者の求めが調査を正当とするための十分な証拠を備えており、かつ、必要が認められると判断して、調査を開始することとし、相殺関税政令第五条第一項の規定に基づき、利害関係者等に対し書面により通知し、官報で告示した。

ロ 質問状の送付及びこれに対する回答 平成十六年九月、韓国政府、金融機関、供給者、D RAM等を生産する国内生産者、調査対象貨物の輸入実績のあったことが認められた輸入者及び本邦の産業上の使用者に対し、質問状を送付したところ、一部の利害関係者等から証拠等の提出がなされた。

ハ 未回答金融機関への回答の再依頼 平成十六年十二月九日、それまでに回答書のなかった韓国の金融機関に対して、韓国政府を介し、同年十二月十六日を期限として回答書の提出を督促した。なお、その際、当該期日までに回答書の提出がない場合には、補助金相殺措置協定第十二条12・7の規定に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。

二 現地調査 平成十七年二月から三月にかけて、現地調査実施の同意を得た韓国政府、ハイニックス及び金融機関に対して、現地調査を行った。また、同年三月から四月にかけて、DRAM等を生産する国内生産者及び調査対象貨物の輸入者に対して、現地調査を行った。

ホ 調査期間の延長 利害関係者等から追加的に提出された証拠の十分な検討等を行うため、平成十七年八月二日、補助金相殺措置協定第十一条11・11の規定及び相殺関税政令第七条第七項ただし書の規定により、調査期間を六箇月延長した（平成十七年八月財務省告示第二百九十四号）。

ヘ 重要事実の開示 平成十七年十月二十一日、補助金相殺措置協定第十二条12・8の規定及び相殺関税政令第十二条の規定に基づき、重要事実を利害関係者等に対し書面により通知し、同年十一月二十一日を期限として反論を受け付けたところ、一部の利害関係者等から反論が提出された。また、同年十一月二十八日を期限として反論に対する再反論を受け付けたところ、一部の利害関係者等から再反論が提出された。

ト 二国間協議 平成十七年十一月十四日及び同年十二月一日、補助金相殺措置協定第十三条13・2の規定に基づき、韓国政府との間で二国間協議を行った。

チ 約束の申出 平成十七年十月三十一日、韓国政府から、補助金相殺措置協定第十八条18・1の規定及び関税率法第七条第八項の規定に基づく約束の申出があった。約束の内容は、国内産業の損害を除去するには不十分であること等から、約束を認めないこととした。

(三) 重要事実の開示に対する利害関係者等の反論及びこれに対する再反論（以下「反論等」という。）並びにこれに対する調査当局の見解の要旨

イ 利害関係者等の反論等の概要

(イ) 調査手続等

A 相殺関税賦課の有効性を確保するため、調査対象貨物の範囲を形式的に解釈するべきではないとの反論等があった。

B 日本政府には調査手続に関する内部規定及び先例がなく、韓国政府の予測可能性が侵害されたとの反論等があった。

C 質問状に対する回答のなかった債権金融機関に対し、知ることができた事実に基づいて事実認定を行ったこと等、調査手続が不適切であったとの反論等があった。

D 補助金相殺措置協定及び相殺関税政令上、利害関係者に債権金融機関は含まれないとの反論等があった。

E 日本政府の事実認定は、五月措置を補助金と認定したこと等、同一事件に関する世界貿易機関紛争解決機関の先例に違反しているとの反論等があった。

(ロ) 補助金認定に関する総括的事実

A 委託・指示を表す証拠が新聞報道等の間接証拠のみで直接証拠が欠如しており、不当な認定であるとの反論等があった。

B 委託・指示を表す証拠が申請者に有利な証拠のみであり、証拠が偏っているとの反論

等があつた。

C 韓国政府が日常の業務に介入することはないため、公的機関であっても補助金の認定をする際は慎重な配慮が必要であるとの反論等があつた。

D 民間団体に対する政府の委託・指示とは、明示的かつ積極的な行為が要求されるべきであり、抽象的な関与の可能性は委託・指示には当たらないとの反論等があつた。

E N A C Fは他の公的機関と変わらない性質を持つ公的機関である等、N A C Fの公的機関性についての反論等があつた。

F 救済措置当時、債権金融機関は新規債権者とは異なる立場であつたこと及び二〇〇五年には経営は正常化していることから、救済措置は商業的に合理的であり、利益があつたとは認められないとの反論等があつた。

G 政府の委託・指示の認められなかつた民間団体による資金面での貢献は、商業市場からの資金供給であるから、当該資金面での貢献と同等の条件における政府又は政府の委託・指示による資金面での貢献に、利益があつたとは認められないとの反論等があつた。

H 韓国の信用評価機関の資料を証拠として採用しなかつたこと等から、補助金額の算定方法が不当であるとの反論等があつた。

I D / A担保借入れへの付保、K D Bプログラムに基づく社債引受け及び五月措置の補

助金の一部は、設備投資に利用していたと考えられるので、二〇〇三年に配分すべきであるとの反論等があった。

J 相殺関税は賦課時点の輸入に対する補助金を相殺するために賦課されるべきであり、過去の輸入に対する補助金を相殺するために賦課されるべきではないとの反論等があった。

K 補助金の効果は二〇〇六年には消滅するため、二〇〇七年以降、相殺関税は賦課することはできないとの反論等があった。

L ハイニックスは十二月措置で弁済期の延長を行った債務について繰上弁済したため、利益は消滅したとの反論等があった。

(八) シンジケートローンの付与

A 当時のハイニックスは短期的な流動性に問題があるにすぎず、商業市場からの資金調達が可能であったこと等から、政府の委託・指示があったとは認められないとの反論等があった。

B K E B 及び韓国第一銀行以外の、救済措置に参加した民間団体に対しても、委託・指示があったと認定すべきであるとの反論等があった。

C 債権金融機関と韓国政府による救済措置には密接な関連性が存在すること及び本措置

は限定された企業への救済措置であることから、利益及び特定性があつたと認定すべきであるとの反論等があつた。

(二)

D/A担保借入れへの付保

A ハイニックスが保険に対して通常の保険料を支払っていること等から、D/A担保借入れへの付保は資金面での貢献に当たらないとの反論等があつた。

B 保険を付与したのはD/A担保借入れを行うために必要であつたからであり、保険の付与により利益があつたとは認められないとの反論等があつた。

(ホ)

KDBによるハイニックス発行債券の引受け

A 当時の韓国金融市場は、一般的に社債による資金調達が困難な状況であり、正常な金融市場であればハイニックス発行債券の引受けは合理的であることから、利益はなかつたとの反論等があつた。

B KDBプログラムがあらかじめ対象会社を制限していたわけではないこと等から、結果のみに着目して特定性があると認定するべきではないとの反論等があつた。

(ヘ)

五月措置

A 当時のハイニックスは短期的な流動性に問題があるにすぎず商業市場からの資金調達は可能であつたこと等から、政府の委託・指示があつたとは認められないとの反論等が

あつた。

B 政府の委託・指示の認められなかった民間団体に対しても、政府の委託・指示があつたと認定するべきであるとの反論等があつた。

(ト)
十月措置

A 本措置にはオプションがあり、その内容も合理的であること等から、政府の委託・指示があつたとは認められないとの反論等があつた。

B CRPAの下にあつた他の企業に対しても類似の救済措置を行っているため、特定性があるとは認められないとの反論等があつた。

C KDBプログラムに基づく社債引受けによる補助金の一部が補助金額に加算されておらず不当であるとの反論等があつた。

(チ)
十二月措置

A 債権金融機関はドイツ銀行による構造調整策を基に救済措置に参加しており、商業的に合理的な判断をしていること等から、政府の委託・指示があつたとは認められないとの反論等があつた。

B 債権金融機関には債権買取請求権の行使を選択することも可能であり、救済措置の参加につき選択肢があること等から、利益があつたとは認められないとの反論等があつた。

(リ) 同種の産品及び本邦の産業

A 特定用途向けの D R A M 等を生産している企業もあるとの反論等があった。

B 種類及び機能が異なる D R A M 等は、設計変更が必要であること等から、代替性がな
いと反論等があった。

C 産業上の使用者は、D R A M 等の購入又は輸入に当たり、製品の性能及び品質を重視
していること等から、価格を最も重視しているとする事実認定は誤りであるとの反論等
があった。

D D R A M 等が汎用品化するとの表現は不適當であり、普及するべきであるとの
反論等があった。

(ヌ) 本邦の産業の損害

A D R A M 等を二百五十六メガビットに換算して事実認定を行ったことは、製品の多様
性を考慮しておらず不当であるとの反論等があった。

B 技術の進歩により D R A M 等の記憶容量は増加するので、調査対象貨物の輸入量が絶
対的に増加することは当然であること等から、調査対象貨物の輸入量の増加は本邦の産
業の損害を示すものではないとの反論等があった。

C 調査対象貨物の価格が本邦の D R A M 等と比較して安かったことは、本邦の産業の損

害を示すものではないとの反論等があった。

D 本邦の産業に係る各種指標のうち、生産額、販売、営業利益等は著しく改善されており、本邦の産業には損害がなかったとの反論等があった。

(ル) 調査対象貨物の輸入と本邦の産業の損害との因果関係

A 調査対象貨物の価格は、本邦のD R A M等との価格差が年々小さくなっていることから、本邦のD R A M等の価格に影響を与えているとはいえないとの反論等があった。

B 調査対象貨物の市場占拠率が増加した時期と本邦の産業に係る各種指標が悪化した時期は異なることから、調査対象貨物の輸入により本邦の産業が影響を受けたとはいえないとの反論等があった。

C 救済措置は生産、販売及び価格に対して従量的又は従価的に行われたものではないこと等から、調査対象貨物の輸入に影響を与えていないとの反論等があった。

D 調査対象貨物と本邦のD R A M等は、日本市場で集積度により棲分けがなされていること等から、競合関係にないとの反論等があった。

E サムスン製のD R A M等の輸入量及び価格等、他の要因による影響を十分に分析していないとの反論等があった。

ロ 反論等に対する調査当局の見解の要旨

(イ) 上記イイについて

A 調査当局は申請者の申請に基づき調査対象貨物について調査を行っており、相殺関税の対象となる貨物を調査対象範囲を超えて規定することはできないため、調査対象貨物の範囲を修正する必要はないと認められた。

B 本件調査は補助金相殺措置協定及び国内関係法令に定められた要件及び手続に則して客観的に行われており、韓国政府の予測可能性を侵害したとの事実は認められなかった。

C 調査当局は利害関係者から証拠の提供がない場合、入手できた証拠を客観的に検証し、合理的かつ総合的に判断することによって事実認定を行わざるを得ないこと等から、調査手続は適切であったと認められた。

D 債権金融機関は補助金相殺措置協定及び相殺関税政令上、利害関係者に含まれると認められた。

E 同一事案であつても日本の調査当局が収集した証拠と他国の調査当局が収集した証拠は異なること等から、日本政府の事実認定は世界貿易機関紛争解決機関の先例に違反しないと認められた。

(ロ) 上記イロについて

A 間接証拠の採用は世界貿易機関紛争解決機関において認められていること、重要事実

では新聞報道のみではなく入手した様々な証拠を基に事実認定を行っていること等から適切な認定を行ったと認められた。

B 重要事実の事実認定においては、調査当局が検証した証拠のうち事実認定において重要と認められる証拠を引用したものであり、入手した証拠は客観的に検証し、合理的かつ総合的に認定を行った。

C 補助金相殺措置協定上、公的機関は政府とみなされており、行為の動機や商業的合理性については考慮する必要がないと認められた。

D 民間団体に対する政府の委託・指示とは、補助金相殺措置協定上、状況によっては抽象的な関与であっても委託・指示を構成することはありうると認められた。

E NACFは特別法により設立されており、純粋な民間団体よりも韓国政府との関係が強いことから、純粋な民間団体とは認められないが、政府による出資の比率は低く、公的機関とはいえないこと等から、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

F 既存の債権者であることを前提として、個々の証拠に基づいて事実認定をしていること及びハイニックスの経営が正常化したから救済措置は商業的に合理的であったとするのは結果論であることから、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

G 救済措置の当時、ハイニックスは商業市場から資金供給を受けられる状況にはなかつ

たこと等から、政府の委託・指示が認められなかった債権金融機関による資金供給であっても、商業市場からの資金供給とはいえないと認定した。

H 韓国の信用評価機関の資料は、格付の良い企業が格付の悪い企業より倒産した率が高いことから信頼性が低く、採用しなかったことには合理的な理由があること等から、補助金額の算定方法は合理的であると認められた。

I 反論はその主張を裏付ける証拠がないことから、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

J 補助金相殺措置協定上、相殺関税は賦課時点の輸入に対する補助金の交付を受けて輸出された製品の単位あたりの補助金額を算定して賦課することを定める規定は存在せず、相殺関税の調査には相当の期間を要することから、反論はその主張を裏付ける証拠がないと認められた。

K 補助金相殺措置協定上、調査対象期間において認められた率の相殺関税を賦課することが認められていること及びあらかじめ期間を定めて相殺関税を賦課すべきという趣旨の規定がないこと並びに関税率法上、特段の事情がない限り五年以外の特定の賦課期間を想定していないことが認められた。なお、賦課期間中において補助金についての事情の変更がある場合等には、必要に応じ、関税率法第七条第十七項から第二十一項

に規定する見直しを行うこととされている。

L 反論はその主張を裏付ける証拠がないと認められた。

(八) 上記イ八について

A 韓国政府がシンジケートローンへの参加を暗に指示していたことが認められること等から、政府の委託・指示があったと認められた。

B K E B及び韓国第一銀行以外の、救済措置に参加した民間団体は、与信限度枠超過申請を行っておらず、当該申請を暗に指示した政府の通知に従ったものかどうか等を確認できなかったため、政府の委託・指示に基づくものとは認められなかった。

C K D B、K E B及び韓国第一銀行以外の参加者は与信限度枠超過申請を行っておらず、商業市場からの資金供給ではないと認めるまでには至らなかったことから、利益があったとは認められなかった。

(二) 上記イ二について

A 補助金相殺措置協定上、借入れに対して保険を付与することは、債務の履行を担保するもので、債務を伴う措置に当たり、保険料を支払っていること等を例外とするという規定はないことから、D/A担保借入れへの付保は資金面での貢献であると認められた。

B 保険の付与がなければD/A担保借入れは行われなかったものであり、保険の付与とD

／A担保借入れには条件関係があるため、利益があつたと認められた。

(ホ) 上記イホについて

A 補助金相殺措置協定上、市場における同等な商業的貸付け等との比較により利益があつたかどうかを認定するとされており、正常な市場におけるものとは規定されていないこと等から、利益があつたと認められた。

B 補助金相殺措置協定上、限定された数の特定企業による補助金制度の利用等、結果が特定性の要件となつてゐること等から、特定性があると認められた。

(ヘ) 上記イへについて

A 当時のDRAM等の市況及びハイニックスの財務指標は流動性問題が構造的であることを示しており、商業市場からの資金調達は難しい状況であつたこと等から、政府の委託・指示があつたと認められた。

B 反論はその主張を裏付ける証拠がないことから、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

(ト) 上記イトについて

A 本措置のオプションについて、債権金融機関は利益を最大化するオプションを選択するための十分な審査を行つておらず、商業的に合理的な判断に基づいて選択していると

はいえないこと等から、政府の委託・指示があつたと認められた。

B 本措置は、政府によるハイニックス支援という特定の措置であるので、特定性があることは明白であると認められた。

C オプション二及びオプション三を選択した民間団体については、政府の委託・指示による資金面での貢献を認めていないため、当該民間団体の債権は補助金額に加算するべきではないと認められた。

(チ) 上記イチについて

A ドイツ銀行による構造調整策の内容については、債権金融機関が十分な与信審査を行った証拠がなく、債権金融機関が商業的に合理的な判断をしているとはいえないことから、政府の委託・指示があつたと認められた。

B 本措置の選択肢について、債権金融機関は利益を最大化する選択肢を選択するための十分な審査を行っておらず、商業的に合理的な判断に基づいて選択しているとはいえないこと等から、利益があつたと認められた。

(リ) 上記イリについて

A 反論にある特定用途とは、特定の需要に対応する営業形態を指しており、DRAM等が一般的に用途別に生産されていることを示すものではないと認められた。

B 種類及び機能が異なる D R A M 等への生産品目の切替えは、短期間で行えること等から、種類及び機能が異なる D R A M 等は代替性があると認められた。

C 質問状の複数の項目に対する回答を総合的に考慮して、産業上の使用者が価格を最も重視していると認められた。

D 汎用品化するとの表現には、普及するとの意味も含まれており、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

(又)
上記イ又について

A 調査当局が D R A M 等を二百五十六メガビットに換算して事実認定を行ったのは、D R A M 等の集積度の違いを考慮するためであること及び集積度の違いによる競合関係について、調査対象貨物における主要製品ごとに価格を検討したことから、製品の多様性等を考慮していると認められた。

B 調査当局は補助金相殺措置協定の規定に基づき、調査対象貨物の輸入量について検討しており、調査対象貨物の輸入量が増加したことのみによって、本邦の産業の損害を認定したものではないと認められた。

C 調査対象貨物の輸入による本邦の D R A M 等の価格の押下げにより、本邦の産業は損害があったと認められた。

D 国内産業の損害の認定には、特定の指標の動向ではなく、補助金相殺措置協定上の経済的な要因及び指標を総合的に考慮していることから、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

(ル) 上記イ(ル)について

A 調査対象貨物の価格と本邦のD R A M等との価格差が年々小さくなっていること等は、調査対象貨物の価格が本邦のD R A M等の価格に影響を与えていないことを示すものではないと認められた。

B 本件調査は二〇〇一年度から二〇〇三年度の三年間の調査対象期間を通じて、調査対象貨物の輸入により本邦の産業が影響を受けたかどうかを判断するべきであり、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

C 補助金がなければ、ハイニックスは調査対象貨物の生産及び輸出を継続することができなかつたのであり、救済措置は調査対象貨物の輸入に影響を与えていたと認められた。

D 調査当局は集積度の違いによる競合関係について、調査対象品目における主要製品ごとの価格の検討等から、調査対象貨物と本邦のD R A M等は、競合関係にあると認められた。

E サムスン製のD R A M等の輸入量及び価格等、他の要因による影響についても十分に

分析しており、反論はその主張を裏付ける証拠がないことから、重要事実の事実認定は適切であると認められた。

- (四) 調査当局の認定及び結論を詳細に記載した報告書 補助金相殺措置協定第二十二条22・3の規定に基づき公表される、調査当局の認定及び結論を詳細に記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。